

国立大学法人大分大学超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当支給細則

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第19条から第21条までの規定による超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当の支給に関して、必要な事項を定める。

(超過勤務手当の取扱い)

- 第2条 その日の勤務時間が始まる前に超過勤務を行ったときは、その日の超過勤務として取り扱う。なお、前日から引き続き翌日にわたって勤務したときは暦日（1日）によって区分する。
- 2 休憩時間中に学長又はその委任を受けた者の命により勤務した場合は、超過勤務として取り扱う。
- 3 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。（休日勤務手当及び夜勤手当についても同様とする。）
- 4 出張中の職員は、その期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、出張目的地において正規の勤務時間を超えて勤務することを、学長又はその委任を受けた者があらかじめ命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務した時間を明確に証明できるものについては、超過勤務手当を支給する。
- 5 学長又はその委任を受けた者は、命令した超過勤務等についての勤務状況を適正な方法で把握するものとする。

(休日勤務手当の取扱い)

第3条 休日勤務手当の取扱いについては、超過勤務手当の取扱いに準ずるものとする。

(夜勤手当の取扱い)

- 第4条 深夜における正規の勤務時間が、休日勤務手当の支給される日に当たるときは、その時間に対しては休日勤務手当と夜勤手当とを併給する。
- 2 夜勤手当は正規の勤務時間として勤務した場合に限り支給されるものであるから、正規の勤務時間を超える勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間において勤務した場合には、その勤務に対しては、夜勤手当は支給しない。

(雑則)

第5条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（平成16年細則第10号）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第40号）

この細則は、平成18年10月17日から施行する。

附 則（平成22年細則第8号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。